

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2011～2015

課題番号：23401044

研究課題名(和文) 生物学的関係に拘束されない親子関係についての国際比較研究

研究課題名(英文) international comparison of filiation unrestricted by biological ties

研究代表者

出口 顕 (DEGUCHI, Akira)

島根大学・法文学部・教授

研究者番号：20172116

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,700,000円

研究成果の概要(和文)：現代の欧米で、異性愛の夫婦と彼らの生物学上の子供たちから構成される中流階級の白人核家族は、揺らぎ多様化している。グローバル化の中で国境を越えて親子関係が形成されることも稀ではない。外国から養子をもたらすことで形成され国際養子縁組家族もその一例である。本研究は、北欧社会の事例を中心にその特徴を以下の結論をえた。第一に、国際養子縁組家族では、従来の核家族を構成する「文化」と「自然」が反転している。第二に、国際養子自信は受け入れ国の市民として自己規定するのに対して周囲は出生国や生物学的つながりを重視し、それが養子に対する「差別的」ステレオタイプにつながっている。

研究成果の概要(英文)：In contemporary West, the traditional nuclear families are no longer typical. Families are formed transnationally. In this research we explored transnational adoptive families in Nordic countries. The relation between natural (biological and genetical) aspect and cultural (artificial and contractual) one in nuclear family is inverted in transnational family. The notion of 'house society' by Claude Levi-Strauss is useful for the understanding of the transnational family.

研究分野：文化人類学

キーワード：国際養子縁組 不妊治療 家族 文化人類学 社会学 北欧 アメリカ

1. 研究開始当初の背景

(1)現代家族は核家族という考え方はほぼ固定観念のように現代人の中に定着している。しかし、「家族といえば、夫婦とその二人の間に生まれた子どもからなる核家族である」ことを前提とした近代家族モデルは、今日「個人化」(個々人が、家族というこれまでの縛りから解放され、それぞれの自由を追求するようになる動き)の進行によって大きく揺らいでいる。離婚再婚が普通になっている欧米では、再婚による新たな家族形成によって、生物学的つながりのない者同士が親子関係を営むことは今日普通に見られる。近代家族モデルに代わる「家族」をどのように築き、そしてそれをどのように安定的に維持するかが問われる今、非血縁親子が近代家族モデルに従わない「家族」を築き上げてきたプロセスを検討する必要が急務である。

(2)生物学的なつながりによらない家族として欧米で定着しているのが国際養子縁組であるが、従来の文化人類学的研究では国際養子たちの不安定なアイデンティティ形成の問題や人種差別などネガティブな側面を強調する研究が多かった。実際には養子たちはどのように考えているのか、また彼らを取り巻く周囲のまなざしはどのようなものであるかについて、研究の偏りが見られた。また血縁のない養親と養子がどのようにして親子・家族になっていくのかというテーマは、社会学的には、ウルリッヒ・ベックらが論ずる「家族の個人化」など後期近代の家族について考察するうえで興味深い。しかしこの点についての社会学からの検討はきわめて不十分であった。

2. 研究の目的

生物学的なつながりによらない国際養子縁組家族では、養子は自らのアイデンティティをどのように考えているのか、自然の生物学的絆をもたない養親と養子は何によって自分たちは家族だとみなすようになるのか

を明らかにし、国際養子家族の構造的な特徴を解明する。さらにそれを踏まえて、現代日本の家族や親子の今後のあり方に何らかの提言ができるかを探る。

3. 研究の方法

国際養子縁組が盛んな北欧諸国で、養子斡旋団体、政府機関関連を訪問し、インタビューを行い、統計データを入手することによって、国ごとの国際養子縁組の動向を把握する。さらに国際養子家族に面会し、インタビューによって、養子縁組を選択した原因と手続きのプロセス、自分たちのアイデンティティについて養子自身がどのように考えているかを明らかにする。同様の手法でアメリカ合衆国の斡旋機関や日本の里親団体にインタビューする。

4. 研究成果

(1)2004年をピークとして国際養子縁組の件数は世界的に減少している。これは養子の出生国の多くがハーグ条約に批准し国内で養親を見つけようとしているためである。そのため養子縁組成立にかかる時間が長期化し、待機中に養親として認められる年齢の上限に達して、縁組を諦める養親候補者たちが増えている。また数の減少は斡旋団体の閉鎖という事態ももたらしている。

(2)国際養子の多くは、自分たちをその国の市民(以下「スウェーデン人」と表記)として自己規定している。スウェーデン市民であると同時に出生国の市民(以下「韓国人」と表記)であるという考え方をダブル・アイデンティティというが、養子たちがダブル・アイデンティティをもつのは、むしろ出生国(以下「韓国」)訪問を契機としていることが多い。それ以前は、「韓国」は、おとぎ話の世界のように現実感を伴って感じられる存在ではない。しかし養親や周囲は、養子たちを「スウェーデン人」であるだけでなく「韓国

人」であるとみなして、「韓国」訪問や生物学的親搜索の強い衝動をもつものと想定しており、そのような衝動を持たない者たちを異様視することがある。このように周囲の人間にとって「韓国」は養子の存在と切り離せないトーテムと化していることがわかる。

(3) 国際養子たちが、彼らの生物学的親を探したいという本能的な強い衝動をもつとは限らないが、同様の傾向は、DI(非配偶者間人工授精)で生まれた子どもたちにも当てはまる。連携研究者の石原理の調査によると、スウェーデンで、精子提供者の非匿名化をして、DIで生まれた人(以下DI児)は18歳になればドナーの素性を知る権利が得られると定めた人工授精法が1985年に施行されて以来、DI児の数は2015年2月現在で推定300から400人だが、知る権利を実際に行使したのは12人とどまった。このことは、国際養子にせよDI児にせよ、生物学的・遺伝的つながりより、生活の中で培われ、日々の体験を共有した顔の見える関係が何より「自然な」もので、親子の絆の基礎にあることを明らかにしている。研究分担者の片岡のフィンランドの調査によると、養親たちは、日々の生活の中で養親子が自分たちの歴史や文化を共有・共同していることや、その結果として養親子が類似してくることに自分たちの関係の特別さを実感するという。

(4) 養子縁組家族の特徴を考えると、クロード・レヴィ=ストロースの「家」概念にヒントを得た津上誠の「小さな『家』」というモデルは示唆的である。津上は、レヴィ=ストロースの「家」概念をもとに新たに「家」を以下のように規定し直している。「現実あるいは想像の中で、何らかの場(家屋、土地など)を共にし、特定の生活資源を分かちあう人々が、自分たちは世代を超えて連なり、また自分たちと結びついた共有材や名称も世代を超えて連続しているのだと、イメージし

ている様態。」その上で、人とモノのまとまりがたとえ二世帯だけの「不完全」に見えるものでも、延長・体現関係によるものであるなら「家」とみなすことが可能であり、津上はそれを「小さな『家』」と呼んでいる。「小さな『家』」では、惜しみなき与え合いが見られ、それが家族をつくりだすが、国際養子家族は「小さな『家』」と考えることができる。

(5) 養子の中には「韓国」で生物学的母親や生物学的家族に対面することができた者もいるが、生物学的母に対して自然な親子の感情や絆を形成した者は稀であり、アンビヴァレントでぎくしゃくした関係になりがちである。「自然な関係」とは国際養子たちにとって「人工的に」構築する関係である。

(6) 以上を踏まえて国際養子縁組家族と従来の核家族を比較すると、アメリカの文化人類学者D.M.シュナイダーが欧米白人中流階級の核家族を特徴付ける「文化」と「自然」が、国際養子家族では、逆転していることがわかる。核家族では、親子の関係は生物学的・遺伝的「自然」の関係であり、解消不可能であるが、夫婦の関係は契約による「文化」的關係であり解消可能であると見なされる。これに対して国際養子家族では、親子は異なる「人種」(自然)に属し契約により成立する「文化」的なものであるのに対して、夫婦のつながりは同じ「白人」という自然の同質性が暗黙の前提となっており、しかもその関係は解消不可能に近い持続的なものであることが求められているのである。

(7) 以上を踏まえて日本の生物学的なつながりによらない家族、特に里親制度を調べてみると、家族としてのアイデンティティの根拠として日常生活の共同が言及された。しかし、里子と生物学的親との関係は法的に継続しているため、里親は里子について「家族ではあるが、親ではない」と、微妙な気持ちを語った。親や家族としての代替不可能性を確認

するための根拠としての法的関係（戸籍）がどれほど優位であるのか、より精緻な調査を行なって検討すべきという研究課題が見えた。

参考文献

出口顯 『国際養子たちの彷徨うアイデンティティ』、現代書館、2015
津上誠 「現代社会の「小さな『家』」、小池誠・信田敏宏編『生をつなぐ家』、風響者、2013
Schneider, D.M. *American Kinship*, University of Chicago Press, 1980

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 14 件)

片岡佳美、「民主的家族の追求と「われわれの家族」の安定 フィンランドの国際養子縁組の養親の事例から考える」、島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』、査読無、12号、2016、1-13

<http://www.cultureunbound.ep.liu.se>

出口顯、「越境する家族形成としての国際養子縁組---スウェーデンの事例を出発点として」、『比較家族史研究』、査読有、No.29、2015、pp. 113-128

石原理・出口顯、「シングル女性・同性カップルを対象とする ART」、『臨床婦人科産科』、査読無、68巻1号、2014、pp.130-136

片岡佳美、「家族認識のためのリアリティ フィンランドの国際養子縁組家族の母親の事例から考える」、島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』、査読無、9号、2013、pp.1-13

DEGUCHI, Akira “Double or Extra: The Identity of Transnational Adoptees in Sweden”, *Culture Unbound*(査読有), Volume 5, 2013, pp. 425-450.

石原理、「精子提供・卵子提供にともなう生殖医療の現況」、『日本生殖看護学雑誌』、査読有、10巻1号、2013、pp.65-68

〔学会発表〕(計 22 件)

出口顯、「北欧の国際養子縁組と越境する家族形成」第59回日本生殖医学会学術講演会招待シンポジウム、2014.12.4、京王プラザホテル(東京)

出口顯、Birth Country as a Totem、2014年度韓国文化人類学会研究大会、2014.11.15、韓国・テグ市嶺南大学

〔図書〕(計 5 件)

出口顯 『国際養子たちの彷徨うアイデンティティ』、現代書館、2015、246

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

出口 顯 (DEGUCHI, Akira)
島根大学・法文学部・教授
研究者番号：20172116

(2)研究分担者

片岡 佳美 (KATAOKA, Yoshimi)
島根大学・法文学部・教授
研究者番号：80335546

(3)連携研究者

石原 理 (ISHIHARA, Osamu)
埼玉医科大学・医学部・教授
研究者番号：70176212